

## 町屋河京富月 レンタルスペース利用規約

町屋河京富月（以下甲という。）のご利用者（以下乙という。）は、甲が運営管理する町屋河京富月のレンタルスペース（住所 富田林町1-1-1）の利用に関し、下記全事項をご承諾頂きました上で申込みをお願い致します。

第1条 乙はスペースの利用を事前に甲に申し込んだ内容で利用することができ、その他の目的で利用してはならない。また、乙の利用はスペースの一時利用であり、貸借権、所有権等は発生しない。

第2条 乙の利用するスペース及び時間について発生したすべての事故（食中毒、傷害、盗難、火災による延焼等）については、乙の責任によるものとする。損害等が発生した場合は、乙は甲に実費を支払うものとする。また、乙または来店者の保有する金銭、貴重品、展示物等の滅失、毀損、盗難等に関しても、甲はなんら責を負わない。

第3条 利用終了後、スペースの壁、床、什器、設備、備品、商品等が乙、または来店者の過失による汚破損、盗難、紛失及び損害があった時は、乙は補修に掛かる費用並びにその後の利用に影響する営業補償費を利用日から一週間以内に補填または相当する額を支払うものとする。

第4条 乙は利用時間終了時に甲に速やかにスペースを引き渡せるよう、清掃、ゴミの搬出及び原状復帰を行うものとする。乙が搬出完了した後に残置した食品、備品、機器その他のものについては、その所有権を放棄したものとし、甲において処分することに何ら意義を述べない。但し、処分に発生した費用は乙の負担とする。

第5条 乙がスペース利用に際し、次の各号いずれかを行った場合、本契約を即時解除することができる。また、損害等が発生した場合は、乙は甲に対し実費を支払うものとする。

- 1、スペースを利用する権利を第3者に譲渡し、もしくは利用させること。
- 2、スペースの設備、備品等を乱雑に使用すること。
- 3、スペース内の使用禁止備品、消耗品の無断使用、使用禁止場所への無断侵入。
- 4、利用時間外の無許可でのスペースへの立ち入り、及び搬入。
- 5、備品破損、紛失などにおける虚偽の報告または隠蔽。
- 6、近所への迷惑行為（騒音、ゴミの不法投棄、進路妨害、無断駐車、スペース外での販売、客引き行為など）
- 7、未成年及び運転者の飲酒、容認及びサービス。
- 8、甲の信用、評判を失墜させる行為及びスペースの秩序を害する不審な行為。
- 9、法令違反を犯したとき。
- 10、食品衛生上の問題を起こしたとき。
- 11、甲の許可なく、報告された目的以外に利用したとき。
- 12、壁や床、備品類へのテープ類や、釘類の使用をしたとき。
- 13、室内で喫煙をしたとき。

第6条 不測の事故等で発生した損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条 定めのない事項に関しては、誠実に甲乙協議するものとする。

## 町屋河京富月 レンタルスペース利用規約承諾書

町屋河京富月レンタルスペースの利用にあたり、利用規約について全事項を承諾しました。

|         |          |
|---------|----------|
| 名前      |          |
| 住所      |          |
| 電話番号    |          |
| メールアドレス |          |
| ご利用日    | 令和 年 月 日 |